

中国増値税の改革

Issue 1, July 29, 2021

In brief

中国は、第 13 次 5 年計画(2016 年から 2020 年)の期間において、税務に関する、税目の合理化、構造の最適化、法律の健全化、規範の公平化、および徴収管理の効率化を目標に掲げ、中でも複雑な間接税(増値税および営業税)の改革を推進してきました。営業税から増値税への移行に伴い、2017 年に営業税を全面的に廃止し、増値税適用税率の段階的な切り下げを実行しました。また、2019 年 4 月より、一定要件を充足する企業に対して、控除しきれない仕入増値税残高の増加額に還付率を乗じた金額の還付を可能にしました。

2021 年から始動した第 14 次 5 年計画(2021 年から 2025 年)の税務目標は、さらなる現代税収制度の完備を目指すことであり、税収の約半分を占める増値税の改革はより一層の推進が想定されます。増値税は企業のキャッシュフローに影響を及ぼすため、中国で事業を展開する企業においては、今後も改正される増値税に適切に対応できるような税務ガバナンス体制を構築していくことが重要です。

本ニュースレターでは、中国増値税制度の概要を解説します。

In detail

1. 中国増値税の概要

増値税は付加価値税であるため、原則、最終消費者によって負担されます。また、中国の増値税はインボイス方式を採用しており、企業は「増値税専用発票」(輸入の場合は「税関輸入専用納付書」)を取得し、かつ増値税専用システム上で認証を受けることで、支払った増値税の仕入税額控除が可能となります。

従来、小規模納税人は、「増値税専用発票」を発行できませんでしたが、2020 年から税務当局へ申請することで、一般納税人同様に発行できるようになりました。申請しない場合には、中国税務局が代理発行します。

(1) 適用税率

取引形態別に以下の増値税率が適用されます。

取引形態	適用税率
物品販売 (輸入物品および加工サービス含む)	13%
不動産譲渡、リースおよび土地所有権の譲渡、輸送等のサービス提供	9%
サービス提供および無形資産の譲渡 (土地所有権を除く)	6%
中国国外企業または個人への一定のサービス提供	0%
中国国外への物品輸出または一定のサービス	0%または免税

(2) 申告納付

月次もしくは四半期ごとに翌月 15 日までに申告納税を行います。控除しきれない仕入増値税額は翌期に繰越して控除できますが、2019 年 4 月以降は控除しきれない金額の一部について還付申請が認められるようになりました。

(3) 仕入増値税還付申請に係る要件および還付額計算等

適用対象企業	全業種の企業(ただし、右記を除く)	先進製造企業 (※1)
申請開始時期	2019年4月1日	2021年4月1日
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> 中国税務局がランク付けした納税信用等级がA級またはB級であること 申請前36カ月間、増値税専用発票等の発行について違反していないこと 申請前36カ月間、中国税務局から2回以上の処罰を受けていないこと 2019年4月1日から即時徴収・即時還付、先徴収・後還付政策を享受していないこと 	
各要件	2019年4月を含む課税期間の末日から6カ月連続で控除しきれなかった仕入増値税額残高(以下、「未控除仕入増値税残高」という)があり、かつ6カ月目の当該残高が50万元以上	2021年5月以降、未控除残高増加分(※2)が生じていること
還付率	60%	100%
還付額	未控除残高増加分(※2)×仕入税額構成比率(※3)×60%	未控除残高増加分(※2)×仕入税額構成比率(※3)×100%

※1 非金属鉱物製品、汎用設備、専用設備、計算機・通信その他電子設備、医薬、化学繊維、鉄道・船舶・航空その他運輸設備、電気機械・器材、および計器・メーターを製造し、かつこれらの売上高が全体の売上高の50%以上を占める企業

※2 未控除残高増加分＝当期課税期間末の未控除仕入増値税残高－2019年3月末における未控除仕入増値税残高

※3 仕入税額構成比率＝還付申請課税期間の直前課税期間における控除済み仕入増値税額(A)のうち増値税専用発票等に記載された金額÷(A)

2. クロスボーダー取引に係る増値税

クロスボーダー取引に係る増値税の特徴について、以下のとおり解説します。

(1) 物品の輸入または輸出

中国に物品を輸入する場合には、13%の輸入増値税が中国税関より賦課され、「税関輸入専用納付書」に記載された輸入増値税が仕入税額控除の対象となります。

一方、中国から物品を輸出する場合には、輸出取引に対して増値税は課されませんが、当該輸出品品に対応する仕入増値税額は還付申請の対象となります。ただし、この還付率は製品によって異なり、実際の仕入増値税率より低くなる場合があります。また、還付税額が銀行口座に振り込まれるタイミングは、中国税関がランク付けした納税信用等级が高いほど早くなります。

(2) サービスの輸入または輸出

外国企業が中国企業に対してサービスを提供する場合には、増値税が課されます。中国企業が源泉徴収方式で外国企業の増値税を代理申告納税する場合には、この中国企業において増値税の仕入税額控除を受けることが可能です。この制度はリバースチャージに類似する方式といえます。

一方、中国企業が外国企業に対してサービスを提供する場合には、原則、増値税が課されます。しかし、一部のサービス提供は0%税率または免税措置が適用されます。これらの要件は増値税法および関連規定等において明記されていないため、課税される事例も見受けられます。中国からの輸出サービスに増値税が課されている場合には、課税関係の見直しが望ましいといえます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

白崎 亨

シニア マネージャー

佐々木 敏子

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.